

## 令和3年度土地改良区体制強化事業（施設管理研修（発電施設））に係る公募要領

### 第1 総則

令和3年度土地改良区体制強化事業（施設管理研修（発電施設））（以下「本事業」という。）に係る公募の実施については、この公募要領に定めるもののほか、土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び土地改良区体制強化事業実施要領（平成28年4月1日付け27農振第2430号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）に定めるところによる。

なお、本公募は、令和3年度予算により実施する事業に係るものであるが、予算の成立後速やかに当該事業を実施するため、予算の成立前に行うものであり、成立した予算の内容に応じて、事業内容等の変更が有り得る。

### 第2 公募対象補助事業

#### 【目的】

本事業は、土地改良区等の主体的な小水力等発電の導入を推進するため、土地改良区等職員を対象に発電施設の導入、維持管理、電気技術や運営等に関する研修を行い、指導者の育成や管理者の資質向上を図り、組織運営基盤の強化を図ることを目的とする。

#### 【事業内容】

本事業は、令和元年度から令和7年度までの実施を予定しており、令和3年度の事業内容は次のとおりとする。

#### 1 技術者育成研修

##### 発電技術研修

小水力等発電施設を管理する土地改良区等の職員に対し、指導能力を有する技術者として必要な電気技術の習得に関する研修を行うものとする。

研修は、全国1箇所（2日程度）で開催するものとする（Web会議など集合形式以外の形式で開催することができることとする。）。

講師は、当該研修内容に精通した学識経験者、専門技術者等を選定するものとする。

研修内容は、次の事項とする。

- ① 導入に係る調査
- ② 計画及び施工
- ③ 発電水利権
- ④ 固定買取価格制度の動向と発電電力の地域活用
- ⑤ 経済性評価

#### 2 管理者資質向上研修

##### (1) 発電維持管理研修

小水力等発電施設を管理する土地改良区等の職員に対し、施設の維持管理に係る管理者としての資質向上のための研修を行うものとする。

研修は、全国8箇所（各箇所1日程度）で開催するものとする（Web会議など集合形式以外の形式で開催することができることとする。）。

講師は、当該研修内容に精通した学識経験者、専門技術者等を選定するものとする。

研修内容は、次の事項とする。

- ① 発電施設整備の状況
- ② 発電施設の維持管理・運営
- ③ 発電施設の安全管理・保守

## (2) 発電電気技術研修

小水力等発電施設を管理する土地改良区等の職員に対し、発電施設の管理に必要な電気主任技術者資格を取得するための研修を行うものとする。

研修は、全国1箇所（20日程度）で開催するものとする（Web会議など集合形式以外の形式で開催することができることとする。）。

講師は、当該研修内容に精通した学識経験者、専門技術者等を選定するものとする。

研修内容は、概ね次の事項とする。

- ① 理論
- ② 電力
- ③ 機械
- ④ 法規

## (3) 発電運営研修

小水力等発電施設を管理する土地改良区等の職員に対し、発電施設の運営に係る管理者の資質を向上するための研修を行うものとする。

研修は、全国8箇所（各箇所1日程度）で開催するものとする（Web会議など集合形式以外の形式で開催することができることとする。）。

講師は、当該研修内容に精通した学識経験者、専門技術者等を選定するものとする。

研修内容は、次の事項とする。

- ① 発電会計の手引き（小水力及び太陽光）の解説
- ② 発電会計の手引きに基づく会計の実態
- ③ 発電会計の演習
- ④ 発電会計の事例

## 3 現地指導研修

### 発電指導研修

小水力等発電施設を管理する土地改良区等の職員に対し、発電施設の導入、維持管理、運営に対する課題を解消するための現地指導研修を行うものとする。

講師は、当該研修内容に精通した学識経験者、専門技術者等を選定するものとする。

## 第3 公募対象団体

公募に応募できる団体は、1の対象団体に掲げる団体であって、2の応募資格・条件等の全てを満たすものとする。

### 1 対象団体

民間団体（民間企業、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人等）

### 2 応募資格・条件等

- (1) 意思能力及び行為能力を有する団体であること。
- (2) 補助事業等を遂行する資力を有する団体であること。
- (3) 法人格を有さない任意団体の場合は、会計処理や意思決定等の方法について規約等が整備されていること。
- (4) 土地改良区やその他関係機関等との連携を図ることが出来る体制を備えている団体であること。

## 第4 補助対象経費の範囲

1	賃金	本事業の実施に直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価
2	報償費	本事業の実施に直接必要な委員等謝金、講師等謝金、原稿執筆謝

		金及び資料収集等に協力を得た人に対する謝礼に必要な経費（社内規定等に基づく単価の設定根拠によること）
3	旅費	本事業の実施に直接必要な会議の出席、各種調査、打合せ及び資料収集等に必要な旅費、又は、技術指導を行うための旅費として依頼した専門家に支払う旅費
4	需用費	本事業の実施に直接必要な消耗品、自動車等燃料、印刷製本等の調達に必要な経費
5	役務費	本事業の実施に直接必要、かつ、それだけでは本事業の成果とはなり得ない器具機械等の各種保守・改良、翻訳、分析及び試験等を専ら行うために必要な経費
6	委託料	本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等を他の団体に委託するために必要な経費。ただし、事業の根幹を成す業務の委託は認めない。
7	使用料及び賃借料	本事業の実施に直接必要な車両等の借り上げ、駐車場、会議の会場及び物品等の使用料、有料道路使用料に必要な経費
8	備品購入費	本事業の実施に直接必要な備品の購入にかかる経費
9	給料、職員手当等又は技術員手当	「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化等について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に基づき算出される経費
10	共済費	1及び9に該当する者に対する共済組合負担金及び社会保険料等
11	補償費	本事業の実施に直接必要な業務の遂行上、一時的に必要となる仮設的用地の借料
12	資材購入費	本事業の実施に直接必要な資材の購入費
13	機械賃料	本事業の実施に直接必要な機械・器具等の借料及び損料

なお、当該補助事業の仕入れに係る消費税等を消費税等納付額から控除できる団体にあつては、仕入れに係る消費税等は補助対象経費にならないので注意すること。

#### 第5 補助対象とならない経費

恒久的な建物等の建築に関する経費、不動産取得に関する経費及び本事業を実施しなくとも必要となる経費で、事業に直接関連のない経費。

管理費等事業共通で使用する経費については、事業分を明確に証明できない経費。

#### 第6 補助金の額及び補助率

補助対象となる事業費は、50,000,000円以内とし、予算の範囲内において、事業の実施に必要な経費を定額により補助する。

なお、補助金の額は、補助対象経費の金額の算定に誤りがないかどうか審査をした上で決定するため、提案のあった額より減額されることがある。

#### 第7 説明会の開催

1 本事業に関する説明会を次のとおり開催する。

日時：令和3年2月22日（月）《開催時間は、参加者に対し別途連絡する。》

場所：Web会議型式で開催予定《参加者に対し別途連絡する。》

2 説明会への出席を希望する者は、別紙様式1「令和3年度土地改良区体制強化事業（施設管理研修（発電施設））に関する説明会出席届」を令和3年2月18日（木）までに第8の4「提出・照会等窓口」へ提出すること。

#### 第8 課題提案書等の提出について

1 提出書類

(1) 「令和3年度土地改良区体制強化事業（施設管理研修（発電施設））に関する課題提案書の提出について」（別紙様式2）

(2) 課題提案書（別紙様式3）

(3) 事業費内訳（別紙様式4）《本事業を実施するために必要な経費をすべて記載すること。》

(4) 定款、規約、寄付行為、業務方法書等の規約

(5) 直近の資産、負債、収支予算及び収支決算等に関する事項が記載された財務関係書類

2 提出方法

メール、持参又は郵送のいずれかにより提出すること。

3 提出期限

令和3年3月1日（月）午後6時15分まで

（郵送の場合は、令和3年3月1日（月）午後6時15分までに窓口必着とする。）

4 提出・照会等窓口

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省農村振興局整備部地域整備課農村資源利活用推進班

（本館5階ドア番号：本514）

TEL：03-3502-8111（代表）

FAX：03-3501-8358

e-Mail：keisuke\_imajo370@maff.go.jp

担当者：課長補佐 黒田 裕一（クロダ ユウイチ：内線5615）

技術係長 今上 桂輔（イマジョ ケイスケ：内線5615）

## 第9 課題提案書等の内容等

1 課題提案書は、別紙様式3の「記載に当たっての注意事項」に従い作成すること。

「記載に当たっての注意事項」に従った課題提案書ではない場合には、提案書の評価を行わないことがあるので留意すること。

なお、課題提案書は日本語で記載すること。また、紙により提出を行う場合は、A4版・片面印刷（カラーページがある場合はカラー印刷）とすること。

2 提出された課題提案書に疑義が生じた場合は、確認のため問合せを行う場合がある。

3 課題提案書の作成・提出等に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

4 一度提出された課題提案書等は、変更及び取消しができない。また、課題提案書等は返却しない。

5 課題提案書等は、当該公募に係る事務手続以外の目的で、応募者に無断で使用しない。

## 第10 課題提案書の選定（特定）

1 補助金等交付候補者の選定は、農村振興局整備部関係補助金等交付先選定審査委員会（以下「選定審査委員会」という。）において、審査基準に基づき、提出された課題提案書等について審査の上、選定する。

2 課題提案書等の内容を選定審査委員会に対して説明する機会を設けないため、提出された課題提案書等のみをもって審査し、選定する。

3 補助金等交付候補者は、1団体を予定している。

ただし、提出された課題提案書等を審査し、補助事業遂行能力が備わっていないと判断できる場合又は応募者が1団体であった場合は、補助金等交付候補者として選定しない。

## 第11 選定結果の通知

選定審査委員会における審査・選定の結果、補助金等交付候補者として選定された団体に対しては選定された旨を、補助金等交付候補者として選定されなかった団体に対しては選定されなかった旨を、それぞれ令和3年度予算成立日までに通知する。

また、補助金等交付候補者として選定された団体の名称等は、公表する。

## 第12 主な留意事項

1 本事業の実施に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭

和30年法律第179号)、実施要綱、実施要領及び土地改良事業関係補助金交付要綱(昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林水産事務次官依命通知)に従うこと。

2 本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び当該証拠書類又は証拠物を、本事業終了の年度の翌年度から起算して5か年の間整備し保管すること。

3 本事業により取得し、又は効用の増加した財産については、本事業終了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図ること。

なお、当該財産のうち1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第13条第4号の規定により農林水産大臣が定める処分制限財産とし、農林水産大臣が別に定める期間内において、当該財産を農村振興局長の承認を受けて処分したことにより、収入があったときは、当該収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

4 本事業に関して知り得た業務上の秘密については、事業の実施期間中であるか否かにかかわらず、第三者に漏らしてはならない。

5 人件費の算定等については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)」に従うこと。

(別紙様式1)

令和 年 月 日

農林水産省農村振興局整備部  
地域整備課長 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

令和3年度土地改良区体制強化事業（施設管理研修（発電施設））に関する説明会  
出席届

令和3年度土地改良区体制強化事業（施設管理研修（発電施設））に関する説明会に下記の担  
当者が出席するので、届け出ます。

記

(担当者)

所属・役職  
氏 名  
電 話 番 号  
F A X 番 号

(別紙様式2)

令和 年 月 日

農林水産省農村振興局整備部  
地域整備課長 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

令和3年度土地改良区体制強化事業（施設管理研修（発電施設））に関する課題  
提案書の提出について

令和3年度土地改良区体制強化事業（施設管理研修（発電施設））に関する課題提案書を別添  
のとおり提出します。

(別紙様式3)

課 題 提 案 書

事業名 令和3年度土地改良区体制強化事業（施設管理研修（発電施設））

(1) 事業実施方針及び内容（1ページ以内）

目的

事業実施方針

事業実施内容



(別紙様式3)

課 題 提 案 書

事業名 令和3年度土地改良区体制強化事業（施設管理研修（発電施設））

(2) 事業実施計画（1ページ以内）

事業実施手順

スケジュール

(別紙様式3)

課 題 提 案 書

事業名 令和3年度土地改良区体制強化事業（施設管理研修（発電施設））

(3) 事業実施手法（1ページ以内）

研修の実施手法

研修資料作成

(別紙様式3)

課 題 提 案 書

事業名 令和3年度土地改良区体制強化事業（施設管理研修（発電施設））

(4) 事業実施体制（2ページ以内）

事業実施体制・技術者の配置（配置技術者の有する資格等（技術士、博士（部門含む）及びこれらに類する資格）を記載すること）

中立性・公平性の確保

#### 【記載に当たっての注意事項】

1. 項目の順番、内容は様式のとおりとし、変更しないこと。  
指定されたページ数の範囲内とすることを厳守すること。
2. 使用するフォントは、MS明朝11ポイント全角とし、任意のフォントに変更しないこと。  
ただし、英数、特殊環境文字は半角の使用を可能とする。また、提案内容の中で特にポイントとなる箇所（評価対象として強調したい箇所等）は、文字の着色や下線等による強調を可能とする。  
1行の文字数は、42文字以内、1ページの行数は、44行以内（評価項目行を含む）とする。
3. 提案については、公募要領の記載内容の単純な転記ではなく、提案者自身の考えに基づき、公募要領の要求事項を満たす内容を的確に記載するよう留意すること。
4. 提案書に図表、イラスト等を補助的に記載することについては、指定されたページ数の範囲内において可能とし、別紙としないこと。
5. ページ数を指定する項目より下位の小事項が複数ある場合、小事項ごとの文字数は指定されたページ数の範囲内で任意とする。
6. 表紙以外、提案書には自社名及び担当者等の個人名を記載せず、以下を参考に記載すること。  
（例）自社名：「当方」、個人名：「技術者A」等

(別紙様式4)

令和3年度土地改良区体制強化事業（施設管理研修（発電施設））

補助事業費内訳書

(単位：千円)

区 分	補助事業に 要する経費	負担区分		備 考 (積算基礎)
		国庫補助金	その他	
1 技術者育成研修				
2 管理者資質向上研修				
(1) 発電維持管理研修				
(2) 発電電気技術研修				
(3) 発電運営研修				
3 現地指導研修				
合 計				